

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害は、障害等級第 8 級に該当すると
して、障害等級第 11 級として認定した原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、介護老人ホームにおいて清掃作業を終了し、用具の片付けを行っている際に
転倒し、腰部を負傷した。同日、A病院を受診し、「第 11 胸椎圧迫骨折」と診断され、そ
の後B病院等に転医しながら加療を続け、平成〇年〇月〇日に治癒した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」とい
う。）に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者
災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）別表第 1 に定める障害等級（以下
「障害等級」という。）第 11 級に該当するとして、同等級に応じる障害補償給付を支給す
る旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

前屈体位が困難で、生活上不便がある。布団、物の持ち上げ、床の物を拾う等には荷重
障害もあり、支えとするためコルセット装着が必要である。座位保持時に腰の力を抜くと、
腰に痛みがあり、仰向けになると背中に痛みがあるため、障害等級第 11 級は納得できない。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

(1) エックス線写真において、第 11 胸椎圧迫骨折による、椎体の圧潰変形の残存が認めら
れ、

前方椎体高の減少率は、後方椎体高の 50%未満であった。

(2) 医証及び監督署における可動域角度測定において、腰椎部の運動範囲に可動域制限が認
められたが、動作時に強く痛みを訴えていることから、強度の疼痛によるものと判断し、
可動域制限を生じる程度であることから、「局部にがん固な神経症状を残すもの」（障害等
級第 12 級の 12）に該当する。

(3) 以上から、同一の事由により、せき柱の変形障害と負傷部位の神経障害が生じているこ
とから、上位等級であるせき柱の変形障害と取扱い、「せき柱に変形を残すもの」（障害等
級第 11 級の 5）に該当するものと判断した。

4 審査官の判断

(1) 請求人に残存する障害

ア せき柱の変形障害は、せき柱 1 個の椎体圧迫骨折による圧潰変形が生じているものであ
り、変形の程度は、前方椎体高が後方椎体高の 50%未満に減少しており、「せき柱に変形を
残すもの」（障害等級第 11 級の 5）に該当する。

イ せき柱の運動障害は、せき椎圧迫骨折等を確認でき、体幹前屈・後屈の可動域が参考可

動域角度の2分の1以下に制限されたものと認められるため、「せき柱に運動障害を残すもの」(障害等級第8級の2)に該当する。

ウ せき柱の頸部、胸部または腰部に複数の障害がある場合は、いずれか上位の等級で認定することから、請求人に残存するせき柱の障害は、「せき柱に運動障害を残すもの」(障害等級第8級の2)に該当する。

エ 請求人に残存する胸腰部の神経障害の程度は、「局部にがん固な神経症状を残すもの」(障害等級第12級の12)に該当する。

(2) 結論

以上から、圧迫骨折等によるせき柱の変形に伴う受傷部位の疼痛については、いずれか上位の等級により認定することから、請求人に残存する障害の程度は、「せき柱に運動障害を残すもの」(障害等級第8級の2)に該当する。

したがって、監督署長が請求人に対して行った障害等級第11級に応じる障害補償給付を支給する旨の処分は、取り消されるべきである。